

志願者及び保護者の皆様へ

千葉県教育委員会

入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度について

千葉県公立高等学校入学者選抜において、募集人員に満たない県立高等学校の合否判定で、校長がより正確かつ適切な判定をするために、千葉県教育委員会が選定した外部の専門家（以下「専門家委員」という。）から意見聴取を行い、合否の判定をする際の参考にできるようにすることを目的として、専門家委員への意見聴取制度（以下「本制度」という。）を設けることとしました。

については、本制度の概要を下記にまとめましたので、御確認ください。本制度の要綱等、詳細についてお知りになりたい方は、千葉県教育委員会ホームページを御参照ください。

また、自身の選抜について、本制度を活用することに同意しない場合は、「意見聴取制度に係る不同意書」（以下「不同意書」という。）に必要事項を記入の上、志願する高等学校に提出してください。

なお、「不同意書」の提出の有無が入学者選抜の合否判定に影響することはありません。

※ 「不同意書」（別記様式）は、出願の際に志願校（インターネット出願校は除く。）から配付されますが、両面印刷になっているため、配付されたものをコピーするか、千葉県教育委員会ホームページからダウンロードして使用してください。

《当該ページのURL及び二次元コード》

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/nyuushi/koukou/r6/index.html>



記

【本制度の概要】

- 1 本制度は、募集人員に満たない県立高等学校のみに適用されます。
- 2 校長がより正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、専門家委員から意見聴取を行い、合否の判定をする際の参考にします。
- 3 意見聴取をする際に専門家委員へ提示できる資料は、次の（１）～（５）とし、いずれも受検番号や氏名、中学校名、住所等を黒塗りする等、個人が特定されないようにします。
 - （１）調査書等の出願書類
 - （２）志願する高等学校の校長に申請した書類
 - （３）学力検査の成績
 - （４）学校設定検査（面接、作文等）の結果
 - （５）その他、当該高等学校の校長、県教育委員会及び専門家委員が必要と認めた書類等
- 4 自身の選抜に関する内容について、本制度を活用することに同意しない受検者は、受検日に、「不同意書」を受検する高等学校に提出してください。
- 5 「不同意書」を提出しない受検者は、本制度の対象となります。
- 6 専門家委員に提示する資料の取扱いについては、千葉県教育委員会及び当該高等学校が責任をもって管理します。
- 7 本制度は、市立高等学校には適用しません。
- 8 この件についての問合せ先
千葉県教育庁教育振興部学習指導課 電話：043（223）4056